

第 5 章 計画段階環境配慮書に対する住民等の意見の概要及び地方公共団体の長、国土交通大臣の意見並びに事業者の見解

5.1 計画段階環境配慮書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 住民等の意見の概要及び事業者の見解

	住民等の意見の概要	事業者の見解
■全体的事項		
1	意見書の提出なし。	
■個別事項		
■大気質		
2	意見書の提出なし。	
■騒音・振動		
3	意見書の提出なし。	
■水環境		
4	意見書の提出なし。	
■動植物		
5	意見書の提出なし。	
■生態系		
6	意見書の提出なし。	
■廃棄物		
7	意見書の提出なし。	
■温室効果ガス等		
8	意見書の提出なし。	
■その他		
9	意見書の提出なし。	

5.2 計画段階環境配慮書に対する地方公共団体の長の意見及び事業者の見解

5.2.1 福岡県知事の意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する福岡県知事の意見の概要及び事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 (1) 福岡県知事の意見の概要及び事業者の見解

	福岡県知事の意見の概要	事業者の見解
■全体的事項		
1	<p>本事業は既設空港の滑走路延長事業であり、これに伴う航空機の大型化や飛行高度の低下等も見込まれている。</p> <p>このため、本事業の実施前後における飛行ルートや高度を方法書以降の図書において明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、予測・評価の結果、本事業により環境影響を受ける範囲が柳川市以外の市町村にも及ぶ場合には、当該市町村も関係市町村に含めて環境影響評価を行うこと。</p> <p>また、市街地上空を通過することなく、有明海上から離着陸する飛行ルートを最大限採用するとともに、環境影響評価の結果を事業計画の決定に適切に反映することにより、生活環境への影響を可能な限り回避又は低減すること。</p> <p>なお、方法書以降の図書においては、供用後に生じる環境影響の範囲やその増大の程度等について、色分けして図示するなど、住民にもわかりやすいよう記載すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、本事業の実施前後における飛行ルートや高度を明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行います。なお、環境影響を受ける範囲について、柳川市以外の市町村は、空港から離れており飛行高度が高いことなどから、柳川市を対象としています。</p> <p>また、現状においても生活環境への影響をできる限り回避又は低減するため、市街地上空を通過することなく、有明海上から離着陸する飛行ルートを優先する運用を行っていますので、滑走路延長後も関係者へ協力を求めていると考えております。</p> <p>その上で、環境への影響を回避又は低減できるよう環境保全措置を検討します。</p> <p>なお、方法書以降の図書における予測及び評価の結果について、住民に分かりやすい表記にて記載します。</p>
■個別的事項		
■騒音		
2	<p>事業実施区域及びその周辺においては、本事業に伴う航空機の離発着回数の増加、航空機の大型化及び飛行高度や離陸角度の変化による騒音の増大や影響範囲の拡大が懸念される。さらに、配慮書に記載はないものの、事業実施区域の近傍において、本事業に先行して「佐賀駐屯地（仮称）」の運用実施も予定されており、累積的な影響も予測される。</p> <p>このため、環境影響評価に当たっては、累積的な影響も勘案して適切に調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、将来想定される民間航空機の離着陸回数の増加、航空機の大型化及び飛行高度や離陸角度の変化による騒音の増大や影響範囲の拡大について、航空機騒音の適切な調査、予測及び評価を行います。</p> <p>また、自衛隊機の運用を踏まえた累積的な予測及び評価も行います。</p>

表 5.2-1 (2) 福岡県知事の意見の概要及び事業者の見解

	福岡県知事の意見の概要	事業者の見解
3	<p>事業実施に伴う騒音の状況を的確に把握するため、事業者において年1回実施している騒音の測定地点の増設や測定の通年化を検討し、検討の結果を方法書に記載すること。また、佐賀空港西側への自動着陸誘導装置（ILS）の設置などにより、住宅地等における騒音による生活環境への影響に可能な限り配慮した事業計画を検討し、検討の結果を方法書に記載すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、住宅地等における騒音による生活環境への影響について、将来想定される航空機の飛行ルートを踏まえ適切な調査、予測及び評価を行います。</p> <p>また、必要に応じて騒音の測定地点の増設などを含め、環境への影響を回避又は低減できるような環境保全措置を検討します。</p>
<p>■水環境</p>		
4	<p>航空機の着陸時に発生すると考えられるタイヤかすはマイクロプラスチックの一種であり、水域に流れ出た場合に河川や海域の水質や底質に影響を及ぼすおそれがあることから、当該影響も踏まえて水の汚れについて調査、予測及び評価を行うことを検討し、検討の結果を方法書に記載すること。</p>	<p>タイヤ片由来の水の汚れについて、方法書以降の環境影響評価手続において、専門家からの助言を踏まえ、「水質」及び「底質」について、適切な調査、予測及び評価を行います。</p>
5	<p>水環境の環境影響評価に当たっては、漁業への影響も含めて検討すること。また、専門家等からの助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置を講じること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、水質への影響について検討を行います。</p> <p>また、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行います。</p> <p>その上で、環境への影響を回避又は低減できるような環境保全措置を検討します。</p>
<p>■動植物</p>		
6	<p>滑走路の延長に伴う航空機の大型化により、現在よりも上昇角度が小さくなる離陸機の増加が見込まれている。このため、鳥類等への影響については、上昇角度が小さい離陸機の増加の程度や、バードストライクのリスクを伴う低空飛行エリアがどの程度広がるのかを勘案の上、適切な方法により予測及び評価を実施すること。</p> <p>また、その結果を事業計画の決定に適切に反映することにより、可能な限り影響を回避又は低減すること。特に、多くの鳥類が飛来する大授揚（東よか干潟）付近に影響が見込まれる場合には、適切な環境保全措置を検討し、検討の結果を方法書に記載すること。</p>	<p>鳥類等への影響については、離着陸回数増加の程度や、上昇角等バードストライクのリスクを伴う低空飛行エリアを勘案し、適切な調査、予測及び評価を行います。</p> <p>また、専門家の意見を踏まえ、事業計画の決定に適切に反映します。</p> <p>なお、多くの鳥類が飛来する大授揚（東よか干潟）付近においても、環境への影響を回避又は低減できるような環境保全措置を検討します。</p>

表 5.2-1 (3) 福岡県知事の意見の概要及び事業者の見解

	福岡県知事の意見の概要	事業者の見解
7	<p>海域に生育する植物について予測・評価が行われていないが、事業実施区域の南側海域には干潟が広がっており、海草類や海藻類が生育している可能性がある。</p> <p>このため、方法書以降の手続きにおいては、海域に生育する可能性がある植物を対象とした適切な環境影響評価及び当該評価を踏まえた環境保全措置の実施を検討し、検討の結果を方法書に記載すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、対象事業実施区域内の水路及び周辺の海域付近における水生植物の生育状況について情報収集を行います。また、必要に応じて専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行います。</p> <p>その上で、環境への影響を回避又は低減できるような環境保全措置を検討します。</p>
8	<p>事業実施区域においては、水田等人為的な環境ではあるものの、動植物の生息・生育環境の一部消失が見込まれている。また、事業実施区域周辺の有明海においては、工事中や供用開始後の排水による生態系への影響も懸念されている。</p> <p>このため、動物・植物・生態系の環境影響評価に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、環境への影響を可能な限り回避又は低減すること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の生態系への影響を回避又は低減するため、有明海を含めた対象事業実施区域及びその周囲の動植物の生息又は生育状況について、適切な調査、予測及び評価を行います。また、必要に応じて専門家等からの意見を踏まえ、影響を回避又は低減できるような環境保全措置を検討します。</p>
<p>■その他</p>		
9	<p>飛行経路上の住宅地等においては、夜間の航空機照明による光害の深刻化が懸念されることから、専門家等からの助言を踏まえて、航空機照明の照射範囲やその明るさについて予測及び評価を行うこと。また、予測・評価の結果を踏まえ、生活環境への影響の回避・低減に向けて環境保全措置を検討し、検討の結果を方法書に記載すること。</p>	<p>令和2年3月に飛行ルートが変更されており、市街地上空を通過することなく、有明海上から離着陸する飛行ルートを優先する運用を行っています。現在、夜間に住宅への航空機照明の影響が想定される飛行ルート（ILS）は、航空機の安全運航上やむを得ない場合を除き使用されておりません。</p> <p>滑走路延長後においても引き続き夜間に限らず市街地上空を飛行しないルートを優先するよう関係者へ協力を求めるなど、必要に応じて対応を検討します。</p>

5.2.2 佐賀県知事の意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解は、表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-2 (1) 佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀県知事の意見の概要	事業者の見解
■全体的事項		
■騒音		
1	本配慮書では、滑走路の延長案として2つの案が示されているが、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降において、対象事業実施区域を単一案に設定する際は、検討の経緯及び内容について記載すること。	方法書以降の環境影響評価手続において、対象事業実施区域が単一案となるため、その検討の経緯及び検討内容について記載します。
2	本事業の実施により、航空機の発着回数が増加することが想定される。また、現在、隣接地では防衛省による自衛隊機の運用が計画されており、同事業での航空機の運用による累積的な影響が懸念される。 このため、方法書以降においては、将来想定される航空機の便数増加を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。	方法書以降の環境影響評価手続において、将来想定される民間航空機の離着陸回数の増加及び飛行ルートを踏まえた航空機騒音の適切な調査、予測及び評価を行います。また、自衛隊機の運用を踏まえた累積的な予測及び評価も行います。
3	環境影響評価手続の実施に当たっては、関係自治体、地元住民等に対して事前に事業実施の目的や関連情報を広く周知するとともに丁寧な説明を行うこと。	方法書以降の環境影響評価の実施に当たっては、関係自治体や地元住民等に対して事前に情報を周知するとともに丁寧な説明を行います。
4	環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見の収集に努め、専門家等の助言を得るなどして、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づいた環境保全措置を検討すること。	方法書以降の環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見の収集に努め、専門家等の助言を得るなどして、適切な調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
5	方法書以降の手続においては、配慮書で示されている環境配慮事項の選定について、今後の事業計画の検討状況を踏まえた見直しを行い、その結果に基づいた調査、予測及び評価を実施すること。	方法書以降の環境影響評価手続においては、配慮書で示した計画段階環境配慮事項の選定を踏まえ、今後の事業計画の検討状況に基づいた環境影響評価項目の選定を行い、適切な調査、予測及び評価を行います。
6	方法書以降の図書の作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず解説や図表を記載するなど、地元住民等に丁寧かつ分かりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の図書の作成に当たっては、専門的な表現をできる限り用いず、解説や図表を記載するなど、地元住民等に丁寧かつ分かりやすい図書となるように努めます。

表 5.2-2 (2) 佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀県知事の意見の概要	事業者の見解
■ 個別的事項		
■ 騒音		
7	<p>本事業の実施により、航空機の発着回数の増加が想定される。また、現在、隣接地では防衛省による自衛隊機の運用が計画されており、同事業での航空機の運用による累積的な影響が懸念される。騒音の影響については、将来想定される航空機の便数増加を踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、将来想定される民間航空機の離着陸回数の増加及び飛行ルートを踏まえた航空機騒音の適切な調査、予測及び評価を行います。また、自衛隊機の運用を踏まえた累積的な予測及び評価も行います。</p>
■ 大気環境		
8	<p>本事業の実施により、航空機の発着回数の増加及び機種的大型化により、窒素酸化物等の排出量の増加が懸念される。大気質の影響については、このことを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、航空機の離着陸回数の増加及び機種的大型化による大気質の影響について、適切な調査、予測及び評価を行います。</p>
■ 水環境		
9	<p>本事業の実施により、工事中及び供用時に排出される汚濁負荷量の増加が懸念される。佐賀空港に隣接する有明海は、生物多様性の観点から重要度の高い海域が存在し、また養殖海苔の一大産地となっている。水環境への環境影響については、これらのことを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、対象事業実施区域内の水路及び周辺の海域付近の水生動植物の生息及び生育状況について情報収集を行います。また、必要に応じて専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行います。</p>
■ 鳥類		
10	<p>周辺地域では、ラムサール条約の登録地である東よか干潟が存在し、多くのシギ・チドリ類が飛翔している。本事業の実施により、航空機の発着回数の増加に加え、航空機的大型化により離陸時は緩やかに上昇するため、干潟や空港周辺に生息する鳥類とのバードストライクの発生件数の増加が懸念される。鳥類への影響については、これらのことを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>鳥類等への影響については、離着陸回数の増加の程度や、上昇角等バードストライクのリスクを伴う低空飛行エリアを勘案し、適切な調査、予測及び評価を行います。</p>

表 5.2-2 (3) 佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀県知事の意見の概要	事業者の見解
■生態系		
11	事業実施想定区域及び周辺地域では、有明海沿岸（生物多様性の観点から重要度の高い海域）や佐賀平野のクリークや水路（生物多様性保全上重要な里地里山）等注目すべき生息・生育域が確認されている。生態系への影響については、これらのことを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。	対象事業実施区域及びその周囲の動植物の生息又は生育状況について、適切な調査、予測及び評価を行います。
■廃棄物		
12	工事に伴い発生する廃棄物について、適切に処理するとともにリサイクルの推進に努めること。	工事に伴い発生する廃棄物を適切に処理するとともに、リサイクルの推進に努めます。
■温室効果ガス等		
13	工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進に努めること。	工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進に努めます。

5.2.3 佐賀市長の意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する佐賀市長の意見の概要及び事業者の見解は、表 5.2-3 に示すとおりである。

表 5.2-3 佐賀市長の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀市長の意見の概要	事業者の見解
■ 環境保全の見地からの意見		
1	<p>専門家等からの助言内容にもあるとおり、将来の航空機騒音の影響予測については、滑走路延長後の民間航空機の運航に加えて、近傍での別事業の影響も見込んで予測計算を行い、評価をしていただきたい。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、将来想定される民間航空機の離着陸回数の増加及び飛行ルートを踏まえた航空機騒音の適切な調査、予測及び評価を行います。また、自衛隊機の運用を踏まえた累積的な予測及び評価も行います。</p>
上記以外の意見（その他の意見）		
2	<p>「施工、供用等によって、水質汚濁の発生による有明海等への影響が考えられ・・・」等の記載があるが、有明海への排水については、水産業等への影響が出ないように最大限の配慮を行っていただきたい。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、水質への影響について検討を行います。</p> <p>また、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行います。</p> <p>その上で、環境への影響を回避又は低減できるよう環境保全措置を検討します。</p>

5.2.4 白石町長の意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する白石町長の意見の概要及び事業者の見解は、表 5.2-4 に示すとおりである。

表 5.2-4 白石町長の意見の概要及び事業者の見解

	白石町長の意見の概要	事業者の見解
■ 環境保全の見地からの意見		
1	<p>将来の航空機騒音の影響予測については、滑走路延長後の民間航空機の運航、さらには飛行場近傍の住居のみならず、畜産業等の別事業への影響についても予測計算を行い、評価をしていただきたい。</p> <p>飛行経路の遵守及び高度確保はもちろんのこと、悪天候等での飛行経路変更がある場合、その上空を航空機が飛行する可能性を含めた予測計算を行い、評価をしていただきたい。</p>	<p>将来の航空機騒音の影響予測については、方法書以降の環境影響評価手続において、飛行経路や高度を明確にし、住居や畜産業等への影響について、適切な調査、予測及び評価を行います。</p>
2	<p>専門家の助言を受けて、重大な影響を受けるおそれがある環境要素とする水質について、水質汚濁（汚れ等・濁り等）の発生による周辺環境（水田環境、有明海等）への排水については、水産業等への最大限の配慮を行うこと。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、水質への影響について検討を行います。</p> <p>また、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行います。</p> <p>その上で、環境への影響を回避又は低減できるよう環境保全措置を検討します。</p>
上記以外の意見（その他の意見）		
3	<p>国の特別天然記念物コウノトリについては、事業実施想定区域及びその周囲において生息する可能性がある動物の重要な種として掲載されている。〇〇地区（保護の観点から非公表）では令和4年に野生絶滅後初となる営巣が確認され近年では繁殖も確認できていることから、注目すべき生息地として掲載し、重要な種への影響が出ないように特段の配慮を行うこと。</p>	<p>国の特別天然記念物コウノトリについては、専門家等からの助言を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲の生息及び繁殖状況について、適切な調査、予測及び評価を行います。</p> <p>また、必要に応じて影響を回避又は低減できるよう環境保全措置を検討します。</p> <p>なお、コウノトリの注目すべき生息地としての掲載については、方法書以降の環境影響評価手続において、検討します。</p>

5.3 計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見の概要及び事業者の見解は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1 (1) 国土交通大臣の意見の概要及び事業者の見解

	国土交通大臣の意見の概要	事業者の見解
■ 総論		
(1) 環境保全の最適化に向けた対象事業実施区域の設定及び事業計画の検討		
1	対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、滑走路及び関連施設（以下「事業設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、環境保全上重要と考えられる以下の（i）～（iii）について、本事業の実施に伴う影響を極力回避又は低減し、想定区域及びその周辺における適切な環境保全を図ること。 i 大気環境 ii 水環境 iii 動植物及び生態系	i 大気環境、ii 水環境、iii 動植物及び生態系について、方法書以降の環境影響評価手続の中で確認し、必要な場合には、環境保全措置を検討します。
2	環境影響評価手続を進めるに当たっては、社会状況の変化等に応じた航空需要予測を実施し、今後の環境影響評価に反映させること。また、九州佐賀国際空港 PI 推進協議会及び九州佐賀国際空港 PI 評価委員会による事業計画の検討状況等を踏まえ、環境保全上適切な計画となるよう、精査すること。	環境影響評価手続を進めるにあたり、社会状況の変化等に応じた航空需要予測を実施します。また、九州佐賀国際空港 PI 推進協議会及び九州佐賀国際空港 PI 評価委員会による事業計画の検討状況等を踏まえた上で、環境保全上適切な計画となるよう精査します。
(2) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について		
3	本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。	今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行います。
(3) 今後の手続における留意事項		
4	方法書以降の手続における対象事業実施区域の設定及び事業設備等の配置等の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。	方法書以降の手続における対象事業実施区域の設定及び事業設備等の配置等の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させます。
5	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避又は低減させる措置を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避又は低減させる措置を優先的に検討します。

表 5.3-1 (2) 国土交通大臣の意見の概要及び事業者の見解

	国土交通大臣の意見の概要	事業者の見解
■各論		
(1) 航空機騒音		
6	<p>本事業の実施に伴い、航空機の大型化、年間発着回数の増加等が見込まれ、航空機騒音の増加が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、本事業の実施前後における航空機の離着陸回数の増加及び機種の大規模化による騒音への影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。また、影響を回避又は低減できるよう環境保全措置を検討します。</p>
(2) 鳥類		
7	<p>想定区域から約2km西側にはラムサール条約湿地に登録されている「東よか干潟」が存在しており、シギ・チドリ類を代表とする約100種以上の鳥類の飛来地となっている。一方、佐賀空港ではシギ・チドリ類を始めとして猛禽類を含むバードストライクが、現状においても他空港と比較して多く発生しており、本事業の実施に伴う航空機の大型化、年間発着回数の増加等によりバードストライクのさらなる増加が懸念される。</p> <p>このため、専門家等からの助言を踏まえ、バードストライク対策の強化に取り組むとともに、「東よか干潟」を含む佐賀空港周辺の鳥類の飛来状況等を踏まえた適切な調査を実施し、本事業の実施により鳥類に与える影響の予測及び評価を行い、その結果に基づき、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>鳥類等への影響については、離着陸回数の増加の程度や、上昇角等バードストライクのリスクを伴う低空飛行エリアを勘案し、適切な調査、予測及び評価を行います。また、専門家の意見を踏まえ、影響を回避又は低減できるよう環境保全措置を検討します。</p>
(3) 生態系		
8	<p>想定区域が位置する有明海沿岸は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に抽出されており、想定区域の周辺には干潟が広がっていると同時に、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヨシクラス等の植生が存在していることから、本事業の実施に伴う土地の改変及び水環境の変化による周辺の生態系への影響が懸念される。</p> <p>このため、本事業の実施に伴う想定区域及びその周辺の生態系への影響を回避又は極力低減するため、今後、専門家等からの意見を踏まえ、想定区域及びその周辺の動植物の生息又は生育状況を調査し、その結果に基づき、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の生態系への影響を回避又は低減するため、有明海を含めた対象事業実施区域及びその周囲の動植物の生息又は生育状況について、適切な調査、予測及び評価を行います。また、必要に応じて専門家等からの意見を踏まえ、影響を回避又は低減できるよう環境保全措置を検討します。</p>

表 5.3-1 (3) 国土交通大臣の意見の概要及び事業者の見解

	国土交通大臣の意見の概要	事業者の見解
<p>(4) 温室効果ガス等</p>		
9	<p>本事業の工事に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等について、検討を進めること。</p>	<p>温室効果ガスの排出をできる限り削減するよう、本事業の実施に当たっては工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等について、検討を進めます。</p>
10	<p>佐賀空港における脱炭素化に係る取組が促進されるよう、以下 (i) 及び (ii) に示すように、空港管理者として実行可能な措置を検討すること。</p> <p>(i) 航空機の発着回数の増加に伴う温室効果ガスの排出量の増加が懸念されるため、エネルギー効率の良い航空機材の導入促進、地上動力装置 (GPU) の利用促進等により、温室効果ガスの排出量を最大限抑制すること。また、航空機の運航に伴う温室効果ガスの排出量が大幅に削減されることが期待される持続可能な航空燃料 (SAF) については、その実用化に向けた動向を踏まえ、導入及び普及促進に向けた検討を行うこと。</p> <p>(ii) 空港施設の既設設備の更なる省エネルギー化や航空灯火の LED 化、空港車両の EV 化等によりエネルギー使用量を最大限抑制すること。特に、使用電力については、再生可能エネルギー発電設備の導入等により、脱炭素化を図ること。</p>	<p>方法書以降の環境影響評価手続において、事業実施による温室効果ガスの排出量について調査、予測及び評価を実施するとともに、空港管理者として、温室効果ガスの排出量やエネルギー使用量の抑制、再生可能エネルギー発電設備導入など脱炭素化に向け、引き続き実行可能な取組の検討や関係事業者への働きかけを行います。</p>
11	<p>2050 年カーボンニュートラルの達成に向け、「地球温暖化対策計画」、「航空脱炭素化推進基本方針」、「第 4 期佐賀県環境基本計画」等の関連する計画や方針等の政策の進捗状況及び見直しの状況、今後の政策や技術の発展等を踏まえ事業計画に適切に反映し、脱炭素化に向け取組を進めること。</p>	<p>脱炭素に関連する計画や方針等の見直しの状況、今後の技術の発展等を踏まえ、事業計画へ適切に反映し、脱炭素化に向け、引き続き実行可能な取組を進めます。</p>